

報 告 書

令和3年3月29日

宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議

宇陀市長 金 剛 一 智 様

本報告書は、宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議設置条例に基づき、職員死亡事案についての原因の解明、事実関係の把握及び再発防止の提言について、貴殿からの諮問に応じ、調査・審議等を行った結果を報告するものである。

令和3年3月29日

宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議

会長 井 上 直 治

委員 神 澤 創

委員 志 茂 志津代

(報告書原本は自署)

目次

第1	宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議の概要	1
1	設置の経緯	1
2	有識者会議の目的	1
3	有識者会議の構成	2
4	有識者会議の独立性	2
第2	調査の概要	3
1	総務部長による調査等	3
2	当有識者会議による調査	3
3	当委員会の開催状況	4
4	当有識者会議による調査の限界に関する留保	5
第3	調査結果	6
1	前提となる事実	6
2	ヒアリングの焦点	11
第4	調査・審議結果	11
1	当有識者会議が認定した事実	11
2	本件の原因当等	16
第5	当有識者会議の提言	20
1	研修	21
2	相談窓口等の設置	21
3	結語	21

第1 宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議の概要

1 設置の経緯

(1) 令和2年2月8日に室生ダムの湖底で宇陀市立病院情報システム管理室のX氏¹が発見され、死亡が確認された。

X氏のご遺族から、宇陀市総務部長に対しX氏が自死に至った原因等の内部調査の依頼があり、関係職員等26人から面談を実施し令和2年6月に総務部長からご遺族に内部調査報告をしている。

(2) 宇陀市は、客観的な視点から職員の死亡事案についての原因の解明・事実関係の把握及び再発防止策を審議するため、宇陀市議会令和2年第3回定例会において、宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議設置条例（以下「有識者会議条例」という。）を提案し可決制定した。（議案第54号、令和2年9月28日議決、同日公布・施行）

(3) 有識者会議条例の施行により、宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として設置された。

市長は、令和2年11月2日に有識者会議条例第3条に基づいて委員3名を委嘱した。同日、市長が有識者会議に対して諮問を行った。諮問事項については、別紙記載のとおりである。

2 有識者会議の目的

有識者会議は、市長の諮問に応じ職員の死亡事案についての原因の解明、事実関係の把握及び職員が自死するなどの痛ましい事態が発生しないようその防止策について審議し、市長へ結果を報告することにより、以って宇陀市の健全な職場環境の構築に資することを目的とするものである。

当有識者会議は、市長の諮問に応じて答申するため、本報告書を市

¹ 令和2年2月2日付にて死亡退職となっている

に提出するとともに、地方自治の本旨に基づき、市民をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から、本報告書を作成することとした。

なお、関係者のプライバシーを保護する必要があることから、本報告書を作成するにあたっては、匿名化等の処理を行っている。

3 有識者会議の構成

(1) 委員

有識者会議の構成は、次のとおりである。なお、会長は有識者会議条例第5条第1項に基づき、令和2年11月2日に実施された有識者会議において、委員の互選により選任された。

会長 井上直治（大阪芙蓉法律事務所奈良事務所 弁護士）

委員 神澤 創（奈良県臨床心理士会理事、
帝塚山大学 教授）

委員 志茂 志津代（奈良県社会保険労務士会副会長、
社会保険労務士）

(2) 庶務の処理

有識者会議は、有識者会議条例第10条に基づき、宇陀市が保管する資料の収集、ヒアリング（有識者条例第7条第1項に基づく意見の聴取等）の日程調整、その他の処理を総務部総務課に処理させた。

なお、庶務の担当者は、有識者会議の調査及び本報告書の作成に関し、一切、請託、意見の申述等有識者会議の意思決定に影響を及ぼすような行為はしていない。

4 有識者会議の独立性

有識者会議は、日本弁護士連合会が策定した企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン²を準用して構成されたものであり、宇陀市と各

² 平成22年7月15日策定、同年12月17日改定

委員は利害関係を有していない。

また、有識者会議の運営、ヒアリングの実施、本報告書の作成等についても、地方自治法、有識者会議条例、その他の関係法令に抵触しない限り同ガイドラインに準用することとし、宇陀市、X氏の遺族その他利害関係者から独立して行われた。

第2 調査の概要

1 総務部長による調査等

(1) 第1の第1項(1)記載のとおり、当有識者会議が設置される以前に総務部長がX氏に関する調査等を実施した概要は次のとおりである。

① 職員に対する聞き取り調査

令和2年3月2日から同年4月23日の間に、X氏が所属していた市立病院事務局の関係職員12名、市立病院コンピュータウイルス感染事案対策本部会議メンバーで市立病院以外の職員6名、友人職員8名に対して聞き取り調査が実施された。なお、調査は総務部長、総務部人事課長により行われた。

② その他

X氏が死亡直前までに使用していた業務用パソコン、メモ帳、スケジュール帳などの関係物は取得している。

③ 個人・企業を識別するためのアルファベットは当該聞き取り調査報告書と同じものを利用する。

(2) 総務部長が実施した調査等の結果及び収集した資料については、いずれも当有識者会議に提出された。なお、当有識者会議において内容を確認した結果、聞き取り内容の記録等に不当な改変・改竄等がなされた形跡は認められなかった。

2 当有識者会議による調査

(1) 当有識者会議は、前項記載の総務部長により当有識者会議設置前に行われていた調査等の結果も参考資料としたうえで、独自に関係資料の精査、ヒアリングの各調査を実施した。

(2) 関係資料の精査

当有識者会議は、宇陀市が所有する人事関係記録、各種議事録、報告書等の文書類、X氏遺族から任意に提出されたX氏の医療記録並びにヒアリング対象から任意に提出された書類について、分析及び検討を行った。

(3) ヒアリング

当有識者会議は、職員6名（前特別職含）及びX氏の遺族1名の計7名に対するヒアリングを実施した³。

[対象職員]

- ・ A
- ・ B
- ・ C
- ・ D
- ・ J
- ・ K

(4) 当委員会では、これらのほか関係法令、ガイドラインその他の文献調査や、情報システム管理室や他課の執務室などの部屋の配置関係の確認、その他必要な調査を実施している。

3 当有識者会議の開催状況

(1) 当有識者会議は、以下の期日に合計7回開催した。

- ・ 令和2年11月 2日

³ ヒアリングは、格別に聴取する方法で行った。

- ・令和2年12月 1日
- ・令和2年12月18日
- ・令和3年 1月23日
- ・令和3年 2月12日
- ・令和3年 2月26日
- ・令和3年 3月16日

(2) 当有識者会議が直接するヒアリング⁴は、いずれも有識者会議開催日に併せて実施した。関係資料の精査、検討については有識者会議開催日のほか、各委員が個別に実施している。

4 当有識者会議による調査の限界に関する留保

(1) 当有識者会議は、第1の第2項記載の目的を達成するために必要と認められる調査を行った。しかし、当有識者会議における調査は強制的な調査権限に基づくものでないこと、有識者会議が求めた資料の全て（現存するものに限る）が適切に宇陀市から開示されていることを前提としていることなどに起因する調査上の限界があったことを留保しておく。

(2) また、当有識者会議における事実認定は、当有識者会議に提出され、或いは、当有識者会議が独自に収集した資料及びヒアリングで得られた供述について、その信用性を慎重に判断したうえで、第1の第2項記載の目的に即して行ったものである。そのため当有識者会議が判断の基礎とした以外の資料や供述等が存在し、或いは、当有識者会議が判断の基礎とした資料や供述に事実と異なる内容が含まれることが発覚した場合には、事実認定が変更されうるほか目的を異にする場合には信用性の評価、或いは、事実認定の内容が異なりうることを併せて留保しておく。

⁴ 令和3年2月12日の有識者会議でのヒアリング対象1名は、リモートで実施した

第3 調査結果

1 前提となる事実

(1) X氏の経歴

ア X氏は、昭和59年4月に旧榛原町に一般職として入庁。

平成12年4月1日建設課長補佐に昇格

平成18年1月1日1村3町合併により宇陀市が誕生

平成22年4月1日健康福祉部健康増進課病院建設室主幹（課長級）に昇格

平成23年4月から企画課、農林課、教育委員会中央公民館に勤務

平成28年4月1日市立病院医療部地域連携課主幹

平成30年12月1日市立病院医療部地域連携課主幹・市立病院事務局医務課主幹（情報セキュリティ対策担当）兼務

平成31年4月1日市立病院医療部地域連携課主幹兼務が解かれる。令和元年10月1日市立病院事務局情報システム管理室長となる。

イ 勤務時間については、勤怠管理システムから確認すると令和元年12月後半から令和2年1月は時間外勤務時間が多く両月とも50時間を超過している。また、令和元年10月以降（情報システム管理室長となって以降）は、土日も勤務していたと（勤怠管理システムは未入力）遺族及びP氏・R氏・T氏等（内部調査資料）からの聞き取りをしている。

ウ 病気休暇歴は、平成25年3月29日から平成25年4月21日まで、心筋梗塞による病気休暇を取得している。このほか休職等の措置を受けたことはなかった。

(2) 宇陀市立病院コンピュータウイルス感染事案について

ア 事案発生 of 概況

平成30年10月16日に、宇陀市立病院の医療情報システムの中核である、電子カルテシステムがウイルスに感染し、電子カルテシステムの利用が不可能となった。

システムデータが暗号化⁵されたこと、バックアップが正しく取得されていなかったことから、システムを停止し、電子カルテシステム他、影響のあったシステムの再構築を行ったため、10月18日までの丸二日間、電子カルテシステムを全面停止。

イ ウイルス感染の影響

電子カルテシステムのデータファイルが暗号化されたことにより、患者カルテの参照が出来なくなり、医療情報システム全体に影響が及んだ。暗号化された電子カルテは、平成31年3月に複合化に成功している。

ウ 市立病院コンピュータウイルス感染事案対策本部の設置

平成31年1月21日に市長を本部長とする対策本部会議を設置した。また、同時に対策協議会及び検証ワーキングチームを立ち上げている。

エ 市立病院コンピュータウイルス感染事案有識者会議の設置

ウイルス感染事案の原因の分析及び調査、再発防止策の検討を行うために設置された。平成31年3月に第1回会議を行い令和元年9月までに第5回会議を開催し再発防止策等の提言を受け終了している。

提言の内容は次のとおりである。

- ①医療情報システムの運用管理規定の見直し、遵守徹底等ガバナンス⁶の強化

⁵ データが参照できない状態になる。

⁶ 組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行う意思決定、合意形成システムのこと。

②医療情報システムのみならず、院内情報システム全体への技術的
対策の強化

③市民に向け、本件事案及び対策についての報告書の作成・公表

(3) 市立病院コンピュータウイルス感染事案に対応する組織体制について

ア 平成30年12月1日市立病院事務局医務課内に情報セキュリティ
担当を設置し、担当2名を兼務として配置。

X氏市立病院医療部地域連携課主幹が兼務

K氏健康福祉部健康増進課長補佐が兼務

イ 平成31年4月1日X氏が市立病院医療部地域連携課の兼務が解か
れ、市立病院事務局医務課情報セキュリティ担当となる。また、O氏
市立病院事務局経営企画課主任が市立病院事務局医務課情報セキュリ
ティ対策担当と兼務となる。

ウ 令和元年10月1日市立病院事務局情報システム管理室を設置
情報システム管理室の人員配置については次のとおりである。

室長 X氏

主査 Q氏 再任用職員 元診療放射線技師

主事 R氏 令和元年11月1日採用

兼務による職員

K氏健康福祉部健康増進課長補佐

O氏市立病院事務局経営企画課主任

(4) 情報システム管理室等の執務状況

ア 平成30年12月にX氏に兼務辞令が発令された医務課は、宇陀市
立病院新館2階にあり本務の地域連携課は同病院管理棟2階の地域連
携課で執務を行っている。同じく同時期に兼務となったK氏は、宇陀
市立病院から車で5分に位置する宇陀市役所本庁舎1階健康増進課で

執務を行っている。

イ 平成31年4月にX氏の兼務が解かれた時から、市立病院管理棟3階会議室を執務室として使用している。同時期に兼務となったO氏は、管理棟3階経営企画課で執務を行っている。X氏が執務を行っている部屋の前は、通路を挟んで市立病院事務局長の部屋があり同フロアには、院長室、副院長室がある。執務室等はドアや壁が設置されており、廊下から執務の状況を確認することはできない。

また、経営企画課職員P氏（BCP⁷担当）が同室で執務を行っており、他部署と共用している。

ウ 令和元年10月より情報システム管理室が設置され、4月より執務を行ってきた執務室で引き続き行っている。

(5) X氏の業務内容

ア 情報セキュリティ担当として所管していた業務は、コンピュータウイルス感染事案の対応に関する事務全般を行っていた。

イ コンピュータウイルス感染事案対策本部会議の報告資料等の作成業務。

エ コンピュータウイルス感染事案有識者会議の資料作成や有識者会議からの提言に基づく改善策等の対応。

オ 宇陀市議会福祉産業常任委員会資料等の作成。

カ 国、県の行政指導に基づく安全宣言に関する業務。

(6) 自殺に近接した時期のX氏の行動

ア 生活習慣の変化

X氏は、心筋梗塞を発症する前は、喫煙をしていたが、平成25年に心筋梗塞を発症してから喫煙をしていなかったが、令和元年6月頃から電子タバコを喫煙するようになった。また、昼食は自宅からお弁

⁷ 災害などの緊急事態に際し、事前に事業継続のための事業継続計画の策定

当又はおにぎりを持参していたが、弁当を食べていない日が多くなり、持参しなくなっていた。

イ 仕事上での変化

令和元年12月より毎朝、就業始め（8時30分）に情報システム管理室でX氏が朝礼を行っているが朝礼中、話の途中で居なくなることが多々あったり、業務伝達した事を忘れていたり、会議資料等のミスが多くみられた。

また、第3の第1項（1）イの記載のとおり令和元年12月後半から令和2年1月は時間外勤務時間が多くなり、土日も勤務している。

（7）X氏の自殺の状況

ア 令和2年2月2日（日）X氏が朝6時30分に起床し、午前9時頃仕事に行くと言って家を出た。その日はX氏の妻が、X氏の散髪の為に17時に予約しておりその時間に散髪に行っている。その後、帰宅せず行方不明となった。

イ 2月8日室生ダム湖底で発見され、その後、死亡が確認された。

（8）宇陀市のパワー・ハラスメントへの対応状況

ア 宇陀市は、平成20年5月に制定していた宇陀市職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則を令和2年3月17日付にて、宇陀市職員のハラスメントの防止等に関する規則（以下「本件規則」という。）に一部改訂し、パワー・ハラスメントの防止や排除に努める規定を定めている。

イ 本件規則では、苦情相談員又は人事課長が事実の確認及び苦情相談の解決を図るほか、宇陀市ハラスメント処理委員会を置き、苦情相談、解決方法を審議し、その結果に基づき関係者に必要な指導、助言等をし、関係課等に必要な指示が出来るように規定している。

ウ また、職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重され、快適に働くことが

できる職場環境を確保することを目的として「宇陀市職員のハラスメント防止等に関する指針」を令和2年12月に策定している。

2 ヒアリングの焦点

当有識者会議がヒアリングを行うにあたっては、総務部長により行われていた調査結果、その他の関係資料の内容を踏まえ、X氏の性格等のとなり、X氏の勤務状況、コンピュータウイルス感染事案に対する対応業務内容、業務遂行における組織体制、上司等の言動等聴取を行った。

第4 調査・審議結果

1 当有識者会議が認定した事実

当有識者会議が、提出された関係資料、関係者の聴取等により認定した事実は、第3、1の外、以下の通りである。

- (1) 前述の通り、平成30年10月16日、市立病院の医療情報システムの中核である、電子カルテシステムがウイルスに感染し、電子カルテシステムの利用が不可能となった。システムが暗号化されたこと、バックアップデータ作成に必要な磁気テープが装填されておらず、バックアップが正しく取得されていなかったことから、システムを停止し、電子カルテシステム他、影響のあったシステムの再構築のため、10月18日までの丸二日間、電子カルテを全面停止した。
- (2) 同月30日、厚生労働省、奈良県の立入調査を受けた。
- (3) 同年11月6日、奈良県より以下のとおり、病院長に対する行政指導を受けた。すなわち、原因分析、被害状況の実態把握、再発防止策等について最終報告を取りまとめること、個人情報流出について再調査を行い、必要があれば、患者や市民に正確な情報を伝えることとの行政指導を受けた。
- (4) 同月13日、セキュリティ対策会社から、以下の最終報告があった。すなわち、外部からのネットワーク経由で電子カルテの管理端末を

経由して院内に進入し、電子カルテサーバを暗号化した可能性が高い、
どのようにして端末に進入したかは当該端末を初期化されたため経路の
追跡はできなかった旨の報告があった。

(5) 前述の通り、同年12月1日、X氏は、情報セキュリティ担当兼務と
なり、ウイルス感染事案に関する事務の担当となった。

(6) 平成31年1月21日、市長を本部長とする市立病院コンピュータウ
イルス感染事案対策本部を設置し、同年2月1日、第1回本部会を行
い、以後翌年2月3日まで14回行われた。

(7) 同年3月、本件事案が医療業界の情報セキュリティ関係者から注視さ
れていることも踏まえ、第三者委員会として市立病院コンピュータウ
イルス感染事案有識者会議を設置し、同月24日、第1回会議が行われ、
以後同年9月1日まで5回行われた。

(8) 平成31年4月1日、X氏は兼務が解かれ担当課の主幹となった。

(9) 令和元年8、9月頃、事務局長（当時、以下、「局長」という）は、局
長室において、X氏に報告書の訂正を指示したのに対し、X氏はこれに
応じず、局長が「こんなんで行くねんやったらお前責任とれよ」と怒鳴
ることがあった。

(10) その頃、副市長（当時、以下、「副市長」という）は、X氏に対し、
「有識者会議で説明をちゃんとできなかつたら後ろから鉄砲で撃つぞ」
と怒鳴った。

(11) 令和元年9月頃、安全宣言をするべく、議会と調整したが、安全宣言
に至らなかった。

(12) その頃、X氏は、事務局次長（以下、「次長」という）に対し、「電車
でどこかに行こう」と述べた。

(13) 9月議会を経て安全宣言をすることが目標であったが、実現に至ら
ず、県の対応も厳しさを増した。

このような経緯により、同年10月頃、議長（当時、以下、「議長」という）に対し、閉会中委員会開催をお願いしたが、受け入れられなかった。

その頃から、議長、副議長（当時、以下、「副議長」という）との話が終わった後、X氏は「八方塞がりやな」とよく言うようになった。

(14) 令和元年10月1日、情報管理システム室が設置され、X氏は室長になった。

(15) 同年11月、システムエンジニアが採用された。もともと、同人は、専門分野での担当業務で手一杯であり、また、兼務の担当職員も本来の課の仕事が優先された。そのため、X氏は、局長に対し、もう一人入れて欲しいと述べたが、局長は、「なぜできない、24時間あるやろう」と述べた。X氏は、妻に「やってられない」と述べた。

(16) 同年11月頃、次長は、議会对応により、動悸、むかつきの症状を呈し、令和2年3月には議会途中に退席し、その後、休職に至った。

(17) 9月議会で、技術的な懸案事項（宇陀市立病院コンピュータウイルス感染事案に関する報告書の短期対策）を11月までに完了すると報告していたため、同月まで、その達成に向け、業務を行っていた。

(18) 令和元年11月下旬頃、副市長は、市長（当時、以下、「市長」という）同席の場で、局長、次長、X氏に対し、「この2か月間あるのに何で物事が進んでないの」と対策等が進んでいないことを大声で叱責した。

(19) 令和元年12月初旬頃、X氏の妻は、X氏に早期退職の話をした。その際、X氏は「辞めていいの」と嬉しそうな顔をし、「考えるわ」と返答した。

(19) 令和元年12月、9月議会で報告した対策が進んでおらず、市長、副市長は12月議会で報告できないと判断した。

(20) 令和元年12月20日頃、X氏の妻は、X氏に前述の早期退職の話を

聞いたところ、「あと1年定年退職まで頑張る」と返答し、「仕事が3月にけりがつくと思ってるけども3月に終わりそうもないから（早期退職は）無理や」「途中でケツ割って辞めたって思われるのが嫌や」と述べた。

(21) 令和元年12月25日、局長、次長、X氏は、I社と損害賠償請求、保守契約について協議した。

その数日前、トレンドマイクロ社、I社、C社からティッピングポイント（ネットワークセキュリティアプライアンス、以下、「TP」という）の売り込みの話があった。その際、X氏はI社に対し、I社経由でTPを納入してくれないかと話をしたところ、I社は「それも賠償の話に入れられたら困る」と返答した。25日の席では、I社は、「TPをI社経由で入れたら仕入値と納入価格の差がI社の儲けになるが、それを賠償の原資にできる」と述べ、仕入が月55万円のリース支払であったものを月65万円にする旨述べた。I社は同日の席上では、損害賠償額4300万円は財源がなくその額で応じることは難しいとも述べていたが、翌日、4300万円でI社社長の了解が得られたと述べ、市の顧問弁護士からも上記金額でI社が応じる旨の連絡があったと知らせてきた。

X氏は、局長に対し、「(12月25日のやりとりから)結局(損害賠償の)上乘せ分は病院が払ったことになる。55万円が65万円になるという上乘せは副議長や監査などで調べられたら卸値が分かってしまうのではないかと述べた。そこで、翌年2月3日、I社を呼び、話し合う予定であった。

他方、市長、副市長から損害賠償額として「4300万円をコンプライト出来るようにせよ」との指示があり、どうしようか悩んでいた。

(22) 令和2年1月2日、市長は、X氏に休日に電話し、翌3日、京都で知

人の弁護士と損害賠償問題等について相談したいが、同席してほしい、上司に内緒にしてほしいと述べた。

(23) 同月 5 日（日）、X氏は、市長に同行し、京都に行き、弁護士に相談した。

(24) 同月 6 日、副市長は、県の医療政策局長に会い、3月の保守、安全宣言が必要と言われた。

(25) 同月 8 日、県の医療監査があったが、前任者が突然監査を欠席した。局長は事前に聞いていたが、X氏に伝えなかった。

(26) 同月 10 日、X氏はインフルエンザにり患したが、妻に「今休むと仕事が追いつかへんから、インフルエンザにかかったことを黙っていて欲しい」と述べた。

(27) 同月末頃、X氏、次長に話を聞いてくれないかと述べ、会議室で話をした。X氏は次長に対し、TPにつき、I社に吹っ掛けられているのではないかと、I社がだいたいリベートをとっている、副議長はシステムに詳しい、副議長に知られたら大変になるとだいたい悩んでいる様子であった。次長はリベートをとっていると思うが、I社に聞かないと適正価格かどうか分からない旨返答した。翌2月3日の協議でI社によると通常の料金であるとのことであった。

(28) 同月頃にも、X氏は、周囲に八方塞がりと言った。

(29) 同月 30 日、議長（当時、以下、「議長」という）は、常任委員会の開催に応じなかった。

X氏は、病院の新年会の幹事を務めていたが、マイクの調子が悪く、議長から「マイクの危機管理もまともになってないのか」と叱責された。

(30) 同月 31 日、安全宣言の見通しを立てる期限に設定したが、その時点で安全宣言の見通しが立たなかった。

- (31) 同年2月1日頃、X氏は法事の席で、妻の兄弟に対し、副市長について、パワーハラスメントの言動、納得いかない指導、一方的、威圧的に大声で怒鳴られること、一方的にケチをつけて、すべてX氏の責任に追いやられる、やりきれない、我慢ならない旨述べた末、「殺してやりたい」と述べた。
- (32) 前述の通り、同月2日、X氏は散髪し、その後、消息を絶った。
- (33) 同月3日、局長、次長は、I社と再度話し合った。I社は、保守料65万円は通常のコレ額である旨回答した。もつとも、この時、I社から月額60万円で応じる用意がある旨の話があり、その後、市とI社との間において、保守料を最終的に月額60万円として保守契約が締結された。
- (34) 前述の通り、同月8日、X氏が発見された。同月3日現場近くの自動車から便せんに書かれた遺書も発見されていた。その内容は保守料の上乗せの話をしたことを悔やむもの等であった。
- (35) 同月28日、宇陀市立病院コンピュータウイルス感染事案に関する報告書が作成、公表された。
- (36) 同年6月10日、X氏の死去に関する内部調査が行われ、同日、X氏の一連の事件に関する内部調査報告書が作成、提出された。

2 本件の原因等

以上の事実等を踏まえ、本件の原因について、遺書の内容から私的な問題ではなく、職場の業務、職責に関するものであると思われる。更に、以下の業務の集中等により、X氏は、本件事件当時、過度の心身の疲労によるうつ状態にあったものと思われ、同状態の下において、心理的視野狭窄⁸を生じ、やむにやまれず、自死に至ったものと考えられる。

(1) 業務の集中

⁸ 考える視点が狭くなることや極端な結論を導きやすくなること、周りが見えなくなること。

ア X氏が担当した情報セキュリティ対策の業務量、人員配置、スケジュール管理が適正に行われなかった。

イ 情報セキュリティ対策の業務内容

X氏が担当した業務内容は、第3、1（5）の外、以下の通り、これに付随するものがあり、その内容は、多岐にわたり、コンピュータについて一定の知見を要するものもあつたが、もともとX氏は特段、そのような知見を有する人物ではなかった。

(ア) システム管理規程の規定の策定と実施

詳細な内容、病院のシステム、どれだけ付随するシステムがあるか全部洗い出し、一覧にしないとイケない。

システムを入れた当初購入した時に記載しておくべきものであつたが、手作業で行い、専門知識を有しない者では困難であつた。

(イ) 県等との対応

県担当者との間で詳細内容の報告を求められ、指示があり、日に何度も対応を要した。

(ウ) 電子カルテの契約関係、損害賠償請求の交渉関係

(2) 人員配置

ア 情報セキュリティ対策につき、X氏以外は兼務職員であり、X氏が一人で対応しないとイケない業務が多かつた。

イ 令和元年10月、システムエンジニアが採用されたが、それでも業務の集中は解消されなかつた。

(3) 業務の管理の欠如

ア 電子カルテ導入当時の担当者はほとんど協力せず、会議に突然欠席する等した。

イ X氏に業務が集中していることを上司は認識し、対応をしているものの、十分ではなかつた。

(4) 市長と議会との対立

市長の就任後、いわゆる「美榛苑問題」に端を発し、市長と議会多数派との対立が続き、対話が欠如した状態が継続した。そのような対立関係は、本件事案にも及び、市長、議会多数派の間で、ここでも対話が欠如し、相互不信の状態が昂じ、市長は情報開示に慎重になり、議会は委員会の開会に応じない等した。

市長自らが議長と直接対話し、事態の打開を図るということも行われず、このような関係の市長と議会の間を職員が行き来するも、本件事案は進捗せず、議会の同意を得ての安全宣言の見通しが立たない中、安全宣言、保守契約締結の期限が間近に迫っており、まさにX氏からすると八方塞がりの状態であった。

(5) 損害賠償請求、保守契約の問題

前述の通り、TPをI社が納入した場合、原価が月額55万円のところ、I社の利益分のせ月額65万円となることを踏まえ、損害賠償額について従前のI社の主張額から上乗せして4300万円でI社と折り合うことになった。これについて、X氏は、損害賠償の上乗せ分は上記月額増額分が充てられることになり、結局、病院が負担することになると思い悩んでおり、X氏の前述の遺書もそのことが記載されているものと思われる。

(6) パワーハラスメントについて

ア 副市長について

(ア) 令和元年8、9月頃、副市長は、X氏に対し、「有識者会議で説明をちゃんとできなかつたら後ろから鉄砲で撃つぞ」と発言したと認められる。

これについて、副市長自身は記憶にないと供述するが、これを直接見聞きしたとする者の供述内容は具体的であり、信用性がある。

同発言は適切ではないが、この発言のみをもって、直ちに違法とまではいえない。

(イ) 令和元年11月下旬頃、副市長は、X氏らに対し、「この2か月間あるのに何で物事が進んでないの」と大声で叱責した。

これについて、副市長自身も自認しているが、その内容、経緯から同言動は違法とまでは言えない。

(ウ) 内部調査において、副市長室は説教部屋と言われ、外で待機している者にも聞こえるくらい、副市長が度々大声をあげていたと供述する者がいるが、具体的にどのようなやりとりがあったかは明らかではない。

当有識者会議では、前述の内部調査の結果を踏まえ、そのうちの複数名から幹部職員のパワーハラスメントについても聴取を行ったが、上記(ア)(イ)以外の言動に関する供述はなかった。

イ 局長について

令和元年8、9月頃、局長は、X氏に対し、局長室において、報告書の訂正を指示したのに対し、X氏はこれに応じず、局長が「こんなんでいくねんやったらお前責任とれよ」と怒鳴ったことがあったが、その内容、経緯からすると、直ちに違法とまでは言えない。

ウ 法事の席のX氏の発言の評価

X氏は、前述の通り、本件事故当時、うつ状態にあり、感情の統制が困難になってきたことによる怒りの発現であったものと思われる。副市長の言動自体これのみでは直ちに違法であったとまで言えないが、適切さを欠く言動はあったものとは言え、業務集中、業務管理の欠如等と相まって法事の席の発言に至ったものと思われる。

(7) 結論

以上の通り、本件の原因は、X氏の業務は多岐にわたり、コンピュー

ターに関する知見を要するものであった。情報セキュリティ対策を担当する他の職員は兼務であり、X氏に対し業務が集中し、そのような状態にあることは幹部職員も認識し、一定の配慮をしたものの、X氏に対する業務の集中等は解消されず、その対策は十分ではなかった。

他方、市長と議会多数派の対立があり、本件事案についても委員会が開会されないなど進捗せず、議会の同意を得て安全宣言を行うことは本件事件頃にはまったく見通せない状況であった。

また、上司の適切性を欠く言動もあり、X氏は本件事件頃にはうつ状態にあった。

そのような中、前述の損害賠償、保守契約の問題があり、I社の損害賠償額の上乗せ部分は保守料の上乗せ部分によるものであり、結局、病院が負担することになり、そのことを後に議会、監査により追及されるのではないかと思ひ悩むようになった。もっとも、電子カルテコンピュータウイルス感染事案有識者会議の結論、損害賠償請求の交渉経緯からすると、上乗せ後の4300万円の金額自体が必ずしも法的裏付けがある額ではないこと等からすると、保守料の上乗せについて、直ちに違法性、不当性があったとは認められず、現に、これに関与した局長、次長にはこの点に関しあまり問題意識がなかった。

ただ、X氏は当時、うつ状態にあり、これによる心理的視野狭窄により、前述の遺書の内容から、上記問題が自死の引き金になったものと思われる。

第5 当有識者会議の提言

以上の通り、本件の原因は、一職員に対する業務の集中、上司の業務管理の欠如があり、また、その過程で、上司の適切性を欠く言動もあり、これら等により、職員がうつ状態となり、自死に至ったものと考えられる。

以上を踏まえ、当有識者会議は再発防止策として以下を提言する。

1 研修

(1) マネージメントの研修

本件において、職員に対する業務の集中、上司の業務管理の欠如があったことを踏まえ、管理職員のマネージメントに関する問題意識の喚起、能力の向上が喫緊の課題であり、このための方策が必要である。

(2) ハラスメント研修

本件において、上司の言動は、直ちに違法とまでは認められないが、適切性を欠く言動が見受けられ、現に、職員も自死の直前頃に上司の言動について他に激しく主張していたことが認められる。

このようなことから、今一度、ハラスメントについて問題意識の喚起が必要である。

(3) メンタルヘルスリテラシーの研修

本件において、職員は本件事件頃、うつ状態にあったものと思われるが、精神科等を受診しておらず、職員はそのような自覚に乏しかったものと思われる。このようなことを踏まえ、メンタルヘルスリテラシーの研修が必要であると考えます。

2 相談窓口等の設置

(1) メンター制度⁹の創設

本件において、妻がX氏に業務が集中していること等を心配し、X氏の友人の職員にX氏と話をしてやってほしいと依頼し、その職員はX氏に話を聞くことを行ってはいるが、自死に至るケースにおいて、職員が他に相談できず孤立していることが多い。そのため、職員が職場以外に市役所内に相談しやすい環境を整備する必要がある。

(2) カウンセラー

⁹ 所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員や、職歴が近い先輩職員が新人職員や若手職員をサポートする相談しやすい制度

メンターは、市役所内に相談相手を制度的に設けるものであるが、相談制度の充実を図るため、臨床心理士等専門職のカウンセラーを配することも重要である。

3 結語

本件において、職員の尊い命が失われたことは極めて深刻な事態であり、宇陀市は改めてこれを重く受け止めなければならない。本件の原因は前述の通りであり、幹部職員は少なくとも道義的な責めを負わなければならないが、X氏の窮状を知りながら、これを深刻にとらえず、傍観した職員も多くいたものと思われる。当有識者会議は、本報告書を契機として、幹部職員、一般職員、議会を含め全市を挙げて改めて問題意識を喚起し、これを問い続け、再発防止に努めることを強く念願するものである。

以 上



宇 総 第 1 0 4 号
令 和 2 年 1 1 月 2 日

宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議
会 長 井 上 直 治 様

宇陀市長 金 剛 一 智



宇陀市立病院の職員が死亡した事案について、事実関係及び再発防止に向けた
提言について(諮問)

宇陀市職員の死亡事案に関する有識者会議設置条例第2条の規定に基づき、職
員の死亡事案についての原因の解明、事実関係の把握及び再発防止の提言につい
て、貴会議の調査審議等を求めます。